

ギャラリー使用申請書

平成 年 月 日
※ 受付 No.

三田市総合福祉保健センター指定管理者
三田市社会福祉協議会会長 あて

申請者 団体名 _____
担当者 _____
電話番号 _____

次のとおり総合福祉保健センターのギャラリー利用を（申請・変更・取消）します。

活動内容 (初回利用の場合、 ご記入ください)	
使用目的	
使用期間	開始：平成 年 月 日 (曜日) 時 分から 終了：平成 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使用備品 【 】貸出可能数	展示用パネル【50】 (枚) パネル用ポール(丸)【40】 (本) パネル用ポール(T)【25】 (本) 展示用フック【90】 (本) 展示用ワイヤー【30】 (個) ※その他(屋外用長机、屋外用パイプいす、白布等)は、センター1F 地域福祉係にてお申し込みください。

《お願い》

☆中止及び変更になった場合は、早急にご連絡ください。

☆ギャラリーの利用については別紙をご覧ください。

三田市総合福祉保健センター ギャラリー利用について

当センターのギャラリー利用にあたっては、センター来館者や他貸館利用団体の方も気持ちよくご利用いただくため、下記の事項を定めています。守っていただけない場合は、期間途中であっても許可を取消す場合がありますのでご了承ください。

1. 申請は1年前から先着順で受付けています。より多くの方にご利用いただくために、展示期間は最長2週間とさせていただきます。また、団体利用のみで、個人利用はできません。

展示中の破損、持込備品の紛失等について、センターは責任を負いません。

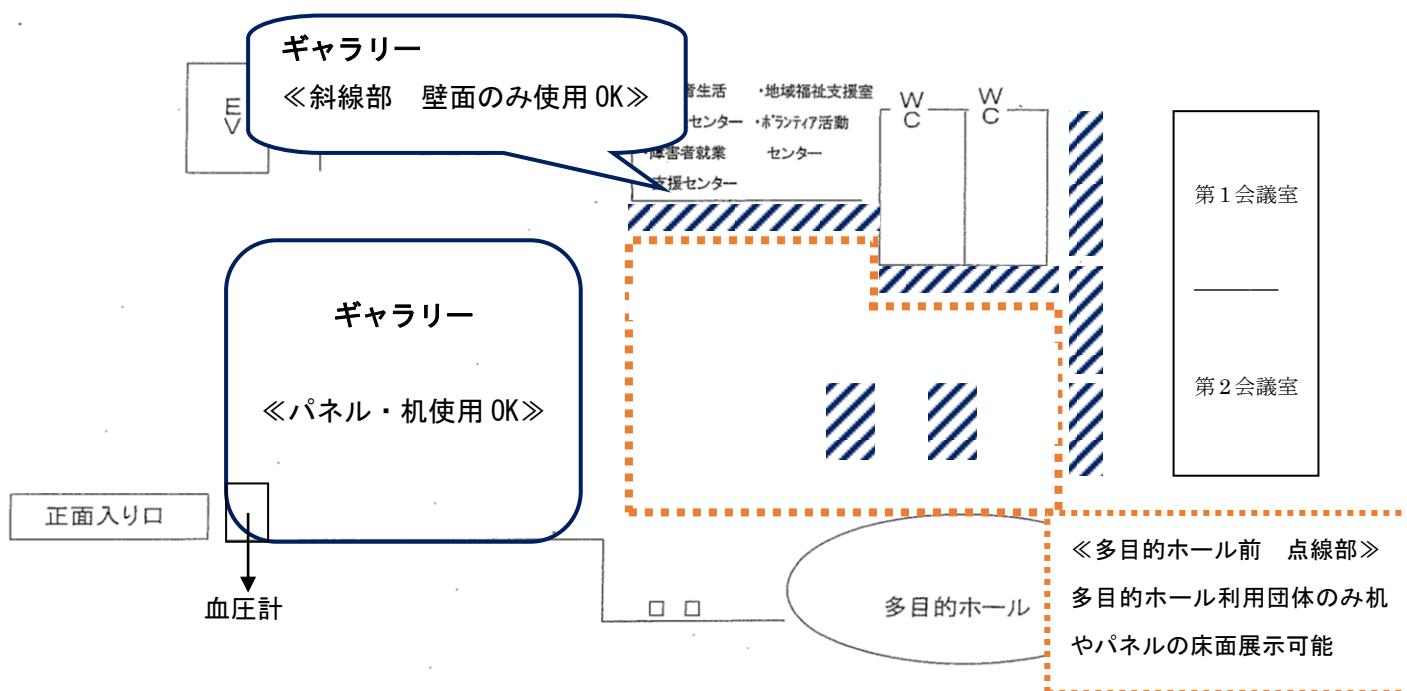
2. 多目的ホール前部分は、壁面利用のみとなります。(床面での作品展示はできません) ただし、多目的ホール同時使用の場合(有料)は、机やパネルを使用しての展示は可能です。

* ギャラリー申請期間中であっても、多目的ホール利用団体が展示などを行う場合、**多目的ホール利用団体優先**となりますので、配置等の調整をお願いする時があります。

* 壁には、養生テープのみ可(セロテープ・ガムテープ・押しピンは使用不可) それ以外はパネルを使用してください。

* 車いす利用者や血圧計利用者へ配慮した設置をお願いします。

* 窓口での問合せ対応のために、展示に関する広報チラシ等を作られている場合はご提供ください。



問合せ先：079-559-5700（平日：9時～17時30分・土日祝：9時～17時）

指定管理者：三田市社会福祉協議会 総合受付